

2024年度 事業計画

◎浄化槽ビジョンのPR、推進

昨年度、「浄化槽ビジョン検討会」により「新浄化槽ビジョン」が作成されたことを受け、定時総会での発表、決議を経て、全浄連全体として、その実現に向けて強力に推進する。

◎災害協定の策定

大規模災害に備えて、業界として県、市町村との災害協定の充実化を目指して、今年度は各県協会の協定の実態調査及び、あるべき協定の姿を目指して、策定の検討、具体的な災害協定ひな形の作成を行う。

1 全浄連の新たな1年へ向けての今年度の主な事業

(1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換のより強力な推進

(2) 全国の都道府県における協議会の設立

公共、個別を含めた少人数高齢世帯への維持管理費助成の実現。
市町村の維持管理助成額を増やす協議を協議会を通じて進める。

(3) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続とその充実

① 本補助事業は、2017年度より省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施要領に基づき、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業を実施する者に対して、補助金を交付する事業として行われてきた。

② 2024年度事業においては、「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として、既設の中大型合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修及び、既設中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換、中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入に対して、1/2を補助する予定である。

全浄連としては、2024年度においても本事業執行団体の公募に応募し、採択された際には、以下の取組を引き続き執行する。

(ア) 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

(イ) 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営

(ウ) 交付申請書の審査から間接補助金の支払いまでの間接補助金の交付事業

(エ) 間接補助事業者の指導監督

(オ) 間接補助事業に対する問い合わせ等への対応

(カ) 上記に関する付帯業務

(4) 浄化槽台帳整備の更なる推進及び業界全体のデジタル化の推進

2019年度の浄化槽法改正により、知事等に浄化槽台帳の作成及び管理が義務付けられたことを受け、2024年度は、「浄化槽情報基盤整備事業」、さらに自治体への浄化槽台帳システム事業新規受注先の開拓を図る。

(5) 浄化槽に関する情報の収集、発信（ホームページ・全浄連ニュースの充実）

浄化槽がより一層の普及整備促進につながることを目的とし、広報活動や、環境教育等による啓発を推進する。

- ① 全浄連はホームページ及び出版物等により、浄化槽情報の提供に努めているが、今年度も引き続き会員団体、関係団体、自治体、市民等に対し、浄化槽に関する情報の提供を積極的に行っていく。
- ② 小中高生の浄化槽への認識を高めるための環境教育事業の一環として、「浄化槽」を小中高の教科書に採り入れてもらう運動を進める。

2 継続事業

(1) 機能保証制度事業

- ① 機能保証制度の趣旨の徹底と、引続いての「機能保証制度の見直し」により、制度の有効活用・運用を図る。
- ② 機能保証制度の周知と、保証登録実績向上策の推進。
「保証登録実績」の向上のため、改めて機能保証制度の周知策と保証登録実績向上策を検討し、一層の推進を図る。

(2) 管理士研修会事業

2019 年度の浄化槽法改正により、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務付けられた。これを受け当連合会においては、2020 年度より、研修会運営システムを導入し、全国の都道府県が条例により開催する研修会に対し、日本環境整備教育センターとの連携のもと研修会システムの運営管理、関係機関との調整、研修教材の作成、講師派遣などの研修会運営業務を開始した。2024 年度も引き続き、研修会運営業務における全浄連方式の採用を全国的に展開すべく推進に努める。

(3) 環境省委託事業（トップセミナー等）

- ① 2015 年度より、主として市町村長、市町村議会議員等の地方公共団体の政策決定に携わる者並びに浄化槽等行政関係者を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設として、浄化槽の特徴や、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備手法を選択するための提案・説明を行い、理解を得ることを目的として、トップセミナーが開催されてきた。
- ② 2023 年度本事業においては、全浄連が本事業開催業務執行団体に採択され、栃木県及び鹿児島県において浄化槽トップセミナーを開催した。
- ③ 2024 年度本事業においても、全浄連が本事業開催団体に応札し、落札した際には、以下の取組を行う予定である。

(ア) 企画

(イ) トップセミナー実施計画の作成

(ウ) 講演者の選定

(エ) トップセミナー開催に係る会場の手配

(オ) 関係者への連絡調整

(カ) 資料等の準備

(キ) 運営・進行

(4) 出版物事業

(5) 教育センター協力事業

(6) 水環境保全事業（NPO/学生を対象）

2007年度より、「水環境保全助成事業」を実施し、「住民への生活排水処理に関する知識の啓発」等に寄与している。

小中高生の浄化槽への認識を高める環境教育事業や、団体・個人への助成を拡充するなど、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを助成する当事業の充実を図る。

2024年度も引き続き、積極的に外部の団体・個人に対する助成を強化していく。

3 今年度、新たに取り組む事業

(1) 浄化槽設備士研修会

2023年度、全浄連が主催する浄化槽設備士研修会が、国交省からの後援を受け開催されたことを受け、2024年度は、全国において4ブロックに分けて、4回開催する。

(2) 避難所トイレシステムの推進、拡大

2023年度、パンフレットが作成され周知が図られたことにより、問合せが増えてきており、実現可能性が高まったため、具体的な設置を目指して、モデル的な避難所トイレシステムの推進、拡大を図る。

(3) 下水道や集落排水施設から浄化槽への転換の促進

(4) 浄化槽の信頼向上（警報装置・設置者とのコミュニケーション）

(5) 浄化槽の技術向上（ディスプレイ対応）

4 全浄連 決議案、要望書について 要望活動の推進

「環境にも財政にも優しく、災害にも強い浄化槽」の普及整備を促進するため、全浄連および会員団体は、「浄化槽設置整備事業を推進するための具体的な取り組み」について、国、国会議員、都道府県・市町村の理解と支援を得るための要望活動等を推進する。

併せて、「地方創生」が喫緊の課題であるため、「浄化槽の整備は、地方創生の趣旨に沿う事業であり、自治体財政の破綻を防ぐとともに、さまざまな地方創生の原資の確保につながる」ことから、全浄連の各地区協議会における活動と連携して、浄化槽の普及整備を促進する。

(1) 単独から合併への転換の強力な推進

(2) 脱炭素化事業の継続及び充実

(3) 全国的な協議会設立の推進と県・市町村との連携

(4) 防災拠点・避難所トイレシステムへの浄化槽の設置と活用

(5) 設備士研修会の実施並びに将来の法改正をめざす検討

(6) 台帳整備の更なる充実とデジタル化の推進

(7) 維持管理費補助の実現